

(4) 添付書類

許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。

ただし、(3)のイの事前審査の内示を得た後の許可申請書の添付書類については、転用候補地及び建設しようとする建物又は施設の配置計画と同一である場合には様式第 37 号の（添付書類）の 1 及び 2 によって添付した図面をエ及びオの図面に充て、改めて当該図面を添付させないこととして差し支えないものとする。

この場合において、許可申請書の「その他参考となるべき事項」欄にその旨及び添付を省略する書類名を記載させるものとする。

住民票、戸籍謄本及び印鑑証明書については、原則添付させないものとする。ただし、次の場合には必要に応じて添付させるものとする。

住民票 …………… 申請書の住所と申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）の住所が異なる場合

戸籍謄本 …………… 申請に係る土地が相続登記前で所有関係が確認できない場合及び未成年者が土地を処分しようとする場合で法定代理人が代理申請する場合等

印鑑証明書 …… 委任に基づく代理人申請で委任者の委任状へ添付する場合

ア 事業計画書（事業の必要性、土地選定の理由、土地利用計画、用（給）排水計画、被害防除措置、離農措置、候補地内に道路水路等がある場合の措置等を記載したもの。ただし、申請書又は他の書面、図面等で確認できる場合は、省略可。）

イ 法人にあっては、定款又は寄附行為及び法人の登記事項証明書

ウ 申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

エ 転用候補地の位置及び付近の状況を表示する図面 縮尺 1/50,000 ないし 1/10,000 程度

オ 公図の写し

申請に係る土地の地番を表示する図面で、法務局備付けのものによる（字限図を含む。）。申請地に関する地目及び隣接する土地の地目も併せて付記し、縮尺、方位、開発区域（朱書き）を明示したもの

カ 転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面

キ 所有権以外の権限に基づいて申請をする場合には、所有者の同意があったことを証する書面、申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があったことを証する書面

ク 当該事業に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証する書面。手続中等の場合は、その見込みを証する書面

ケ 申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（ただし、意見を求めた日から 30 日を経過してもその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面）

コ 当該事業に関連する取水又は排水につき水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面

サ その他参考となるべき事項

（ア） 全事業費が 1,000 万円以上の場合には、「資金調達計画」の裏付け資料として、金融機関等の証明書（原則、金融機関のものに限るが、後日金融機関からの証明書を提出すること等を条件に金融機関以外の者が行う証明書も例外的に可とする（平成 19 年 10 月 17 日事務連絡。）。（資金調達のうち法人にあっては、増資又は既設の売却費を充当するときは、役員会の議決書の写し（原本証明したもの））

ただし、転用目的が自己住宅又は植林の場合は、全事業費が 1,000 万円以上の場合でも添付は不要。

（イ） 市町村等にあっては、予算議決書及び条例等に定めるところによる用地取得等の議決書

（ウ） 申請地に抵当権、仮登記等が設定されている場合は、転用事業に支障を及ぼすことがないことを証する書面等

（エ） 申請面積が 2,000 ㎡以上の転用の場合で、かつ、過去 3 年以内に農地転用の許可を得ている場合には、転用事業者の内容及び過去 3 年以内に農地転用の許可を得た土地のその履行状況等の補足説明書（様式第 39 号）

（オ） その他必要と思われる資料